

鳥取市屋外広告物条例等の一部改正により

屋外広告物の安全点検が義務化されます

安全点検の義務化：令和3年10月1日から開始!!

近年、全国的に適切な管理がされていない屋外広告物による落下又は倒壊する事故が多く発生しており、看板などの屋外広告物の安全性確保がこれまで以上に求められています。

こうした状況を踏まえ、鳥取市では、このたび屋外広告物による公衆への危害を未然に防止するため、「鳥取市屋外広告物条例」等を一部改正しました。

これにより、**屋外広告物の所有者等(※1)**には設置時及び定期的な**安全点検が義務化**されます。

(※1…所有者等とは屋外広告物を 所有する者、表示する者、設置する者、管理する者、占有する者)

【主な改正のポイント】

- (1) 原則すべての屋外広告物が**点検義務化**の対象になります。(許可の要・不要問わず)
- (2) 一定規模以上の屋外広告物については**有資格者による点検**が必要となります。
- (3) **点検結果の記録(保管)及び提出**が義務化されます。

(1) 点検義務化について

原則すべての屋外広告物等の所有者等に、**2年ごと**(設置時及び設置後2年ごと)の安全点検の実施と点検結果の記録が義務付けされます。

※ただし、下記の屋外広告物は点検対象外です。

点検義務の対象外

- ・ 壁面等に直接塗装したもの及び貼り付けられたシート、はり紙・はり札、電柱巻付広告、立看板等、バス停標識利用広告、広告幕、気球広告のうち許可が不要なもの。
 - ・ 道路標識などの他の法令に基づき、表示し、設置され、又は管理されるもの。
- ※これらは点検義務の対象外ですが、適切な管理を行ってください。

(2) 有資格者による点検について

高さ4m超又は表示面積10㎡超の屋外広告物については、下記の有資格者による点検が必要となります。(イメージ図を裏面に参照しています)

屋外広告士、建築士(一級・二級)、電気工事士(一種・二種)、電気主任技術者(一～三種)
技能検定合格者(一級・二級広告美術仕上げ)、屋外広告物点検技能講習修了者

(3) 点検結果記録の(保管)及び提出について

点検結果記録は次回点検時まで大切に保管してください。また、市長から許可を受けた屋外広告物は更新の際に、「屋外広告物安全点検結果記録表」の提出が義務付けされます。(※屋外広告物安全点検結果記録表は市のHPに公開しています)

